

「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録について

福岡県飲酒運転撲滅条例では、飲食店営業者は、飲酒運転の撲滅を宣言し、条例の趣旨に則した取組を行うよう努めることとされています。

「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録とは、飲食店営業者の皆さんに宣言を行った旨を届け出ていただき、県が登録するものです。

登録していただくと、「飲酒運転撲滅宣言の店」であることを示す登録証やステッカーを発行し、県のホームページで店舗の紹介などを行います。

1 対象

飲食店営業者
(県内で酒類を提供して飲食させる営業を行う方)



2 届出方法

(1) 書面で届け出る場合

届出書(裏面)に必要な事項を御記入の上、下記の「4 届出先・問合せ先」まで、郵送・FAX 又は電子メール等にて御提出ください。

支店・営業所単位で宣言をする場合で、一括して届け出る場合は、支店・営業所の一覧を併せて添付してください。

※届出書は県のホームページからも入手できます。

[飲酒運転撲滅宣言ホームページ](#)

検索

(2) 電子申請により届け出る場合

「ふくおか電子申請サービス」の「飲酒運転撲滅宣言の店の届出」手続きにおいて、必要項目を入力後、送信してください。

[ふくおか電子申請サービス](#)

検索

3 その他

届出書を提出いただきましたら、内容の確認後、登録証を送付いたします。発行手続のため送付までに期間を要する場合があります。

既に同じ届出書を県に提出している場合は、重ねて届出していただく必要はありません(届出は1回のみで可)。

4 届出先・問合せ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課交通安全係

anzen@pref.fukuoka.lg.jp

TEL : 092-643-3167

FAX : 092-643-3169

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7



福岡県『飲酒運転撲滅宣言の店』届出書

(様式第1号)

届出日： 年 月 日

飲酒運転撲滅運動を推進するため、次の事項について取組を行うことを宣言します。

(取り組んでいただける項目の口に✓印を付けてください。)

- ポスター・チラシ等啓発物を掲示し、飲酒運転撲滅の呼びかけ
- 飲酒運転撲滅のための一声運動の実施
- 車両利用の有無を確認し、飲酒運転防止の呼びかけ
- 車両利用者へ帰宅方法を確認し、飲酒運転防止の呼びかけ
- 車両運転のおそれがある場合の酒類提供拒否
- 運転代行業者の紹介等
- ハンドルキーパーの確認
- 精算時の運転者の確認
- 県が行う研修の受講
- その他、お客様に対する働きかけ（下欄にご記入ください）

()

確認事項
【必須】

- ① 必ずチェックしてください。
 - 当飲食店営業者（役員）は暴力団員等に該当せず、また密接な関係もありません。
- ② 届出内容（個人情報等を除く）は、県ホームページに一覧表形式で掲載します。下記にチェックしてください。
 - ※ 県ホームページへの掲載を（ 希望します。 / 希望しません。）

| | |
|------------------|--|
| (ふりがな) 飲食店名称： | |
| (ふりがな) 代表者氏名： | |
| 〒 | |
| 所在地： | |
| 電話番号 | |
| ホームページURL | <input type="checkbox"/> 有 <.....> <input type="checkbox"/> 無 |
| 一括届出店舗数 () | ※支店・フランチャイズ店舗等を一括して届け出る場合に記載し、店舗の一覧（店舗等の名称、住所、電話番号）を添付してください。 （本店を除く） |

* 以下の記載事項は、県ホームページには掲載されません

| | |
|---------|--|
| 担当者氏名 | |
| 担当者部署 | |
| 担当者電話番号 | |
| メールアドレス | |



飲酒運転を
見掛けたら必ず 110番通報を
お願いします

